

# 島根県農業振興地域整備基本方針

昭和45年	4月	作成
昭和51年	3月	一部変更
昭和60年	8月	一部変更
平成15年	4月	一部変更
平成22年	12月	一部変更
平成28年	6月	一部変更
令和4年	1月	一部変更
令和8年	3月	一部変更

## 農業振興地域整備基本方針目次

第1	都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項（法第4条第2項第1号）	1
1	都道府県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	
2	農用地等の確保のための施策の推進	
3	農業上の土地利用の基本的方向	
第2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（法第4条第2項第2号）	4
第3	農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項（法第4条第2項第3号イ）	7
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	
2	基盤整備の構想	
第4	農用地等の保全に関する事項（法第4条第2項第3号ロ）	9
1	農用地等の保全の方向	
2	農用地等の保全のための事業	
3	農用地等の保全のための活動	
第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項（法第4条第2項第3号ハ）	11
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	
2	農業経営体別の主要な経営類型	
第6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ニ）	13
1	取組別の構想	
2	広域整備の構想	
第7	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ホ）	15
1	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	
2	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	
3	農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	
第8	第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項（法第4条第2項第3号ヘ）	17
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	
第9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ト）	18
1	生活環境施設の整備の必要性	
2	生活環境施設の整備の構想	

## 第1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項（法第4条第2項第1号）

### 1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

#### （1） 農用地等の確保に関する基本的考え方

本県の農地面積は、公共事業や宅地等への転用、農業者の高齢化・減少に伴う荒廃農地の発生等により毎年減少を続けており、今後も減少傾向が続くと考えられる。

しかし、農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であるため、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地は、安定的な食料供給力の確保や県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地域文化の伝承等多面的機能の発揮を図る観点から、その確保に努めるとともに保全と有効利用を図っていく必要がある。

#### （2） 都道府県面積目標

##### ① 都道府県面積目標年及び目標設定の基準年

都道府県面積目標年は、令和17年とし、目標設定の基準年は令和5年とする。

##### ② 目標設定の基準年の農用地区域内農地の面積

令和5年における農用地区域内農地面積は37.1千ha

##### ③ これまでのすう勢が今後も継続した場合における目標年までの農用地区域内農地の面積の減少

これまでのすう勢が今後も継続したとすると、令和17年における農用地区域内農地面積は35.4千haまで減少すると見込まれる。

##### ④ 目標年までの集団的に存在する農用地等の農用地区域への編入促進、荒廃農地の発生防止・解消

農用地区域以外（農振白地地域）の農地のうち、基盤整備が実施されている農地等の農用地区域内への編入の促進による面積の増加や荒廃農地の発生防止・解消による面積の減少を抑制する効果が見込まれる。

##### ⑤ 都道府県において独自に考慮すべき事由

目標年までに、市町村が行う農業振興地域整備計画に関する基礎調査の結果等を踏まえた面積の減少や、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して行われる開発による面積の減少が見込まれる。

##### ⑥ 都道府県面積目標

上記①～⑤を踏まえ、農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という。）に基づく農業振興地域制度や農地法に基づく農地転用許可制度の適切な運用による計画的で秩序ある土地利用の推進や次に掲げる各種施策の実施により、令和17年の都道府県面積目標については、33.9千haとする。

### 2 農用地等の確保のための施策の推進

農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進めることにする。

#### （1） 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援や地域計画の見直しを通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進による農地の保全・管理、農地中間管理機構を通じた認定農業者、集落営農組織等

の担い手への農地の集積・集約化、農業生産基盤の整備等の施策を通じて、荒廃農地の発生を防止・解消し、有効利用を推進する。

## (2) 農業生産基盤の整備

水田を活用した収益性の高い園芸作物の栽培（以下「水田園芸」という。）などの土地生産性の高い農業や高付加価値型農業等の展開や営農の省力化等に資する技術の活用を可能にするため、農地中間管理機構との連携を図りつつ、地域の特性に応じて農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能維持などの農業生産基盤の整備を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。その際、現状が農用地区域外の土地であっても、当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を農用地区域へ編入するものとする。

## (3) 非農業的土地利用に対する需要への対応

やむを得ず非農業的土地利用に対する需要へ対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、農用地区域以外に代替すべき土地がなく、地域計画の達成や農業上の利用に支障がないことを基本とし、都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努める。

この場合、農業振興地域整備計画については、計画的な実施が重要であり、その変更は原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2の規定により実施する基礎調査等に基づき行う。

## (4) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

## (5) 交換分合制度の活用

農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化や農業経営の基盤の強化に資するため、交換分合制度の活用を努める。

## (6) 公用施設又は公共用施設の整備との調整

国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、法第1条の2に規定される国及び地方公共団体の責務を踏まえ、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。

## (7) 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針及び市町村農業振興地域整備計画の策定・変更にあたっては、各種計画との調和等を図るため、関係部局との連絡調整体制を整備し、必要に応じて幅広く関係団体、有識者等の意見を求めることとする。

## (8) 市町村農業振興地域整備計画の策定・変更

市町村農業振興地域整備計画を策定・変更する場合は、策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村住民からの意見書の提出の機会を付与することにより手続きの公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

### 3 農業上の土地利用の基本的方向

県では、物価高騰や労働力不足、気候変動などの厳しい状況の中でも、将来にわたり持続性が高まるような構造への転換を図り、次代を担う若い世代にとって魅力のある農林水産業を確立することで、持続可能な農林水産業・農山漁村を実現できるよう、令和7年3月に「島根県農林水産基本計画〔第2期〕」（以下「島根県農林水産基本計画」という。）を策定した。

農業については、持続可能な農業・農村の実現に向けて、水田園芸の推進や有機農業など生産性・収益性の高い産業構造への転換を図り、意欲ある担い手の確保・育成に取り組んでいく。地域農業の維持・発展に向けては、担い手不在集落の解消や農業生産面積（水田）の確保を目指し、広域エリアで担い手への農地の集積・集約化等による地域の営農維持や多様な農業人材の確保等に取り組む。また、生産・販売の共同化や省力化・低コスト化技術の導入など農業経営の改善をさらに進め、少ない人手でも営農が維持できるよう中山間地域の営農体制の維持に向けた取組を強化していく。

このうち、農地の利活用に直接つながるものづくりについては、以下のとおり推進する。

#### (1) 水田園芸の拡大

水田園芸の取組拡大に向けて、生産から販売までを地域で共同化・分業化する「拠点方式」により県推進6品目（キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、白ネギ、ミニトマト、アスパラガス）の産地化を推進し、取組面積を400haに拡大する。

#### (2) 有機農業の拡大

島根農業全体のブランディングの核となる有機農業の拡大に向けて、施設・機械の共同利用による産地化や、実需者から求められる品目の導入支援などを推進し、耕地面積に占める有機JAS面積を1.5%以上とする。

#### (3) 肉用牛生産の拡大

繁殖主業農家の育成、放牧や県産粗飼料を活用した低コスト生産により、安定した肉用牛経営を目指す担い手を継続的に確保し、和牛子牛の年間生産頭数9,000頭を達成する。

#### (4) 地域主導による産地の拡大

マーケットインの視点から生産・販売の拡大と新たな担い手の安定的な確保がイメージできる産地ビジョンの策定を促し、その実現に向けた取組を生産者が主体的に取り組む産地に対して集中的に支援することで、新規生産者を50人以上確保する。

#### (5) 米づくり

島根県の米づくりを持続可能なものとするための将来ビジョンの浸透と目標達成に全力を尽くすものとする。

##### ① 担い手の米づくりシェア（主食用米の面積のシェア）

5年後の主食用米面積のうち、担い手シェアを3分の2以上とする。

##### ② 収益性向上に意欲のある担い手が以下を達成

- 主食用米の単収520kg/10a
- 主食用米の一等米比率80%

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項  
(法第4条第2項第2号)

本県における農業振興地域として指定することを相当とする地域（以下「指定予定地域」という。）の位置及び規模は、次のとおりとする。

(指定予定地域)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
松江圏域農業地帯	松江地域 (松江市)	松江市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 39,219ha (農用地面積 5,611ha)	
	安来地域 (安来市)	安来市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 27,423ha (農用地面積 4,226ha)	
	地帯計		総面積 66,642ha (農用地面積 9,837ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
雲南圏域農業地帯	雲南地域 (雲南市)	雲南市のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 38,477ha (農用地面積 4,269ha)	
	奥出雲地域 (奥出雲町)	奥出雲町のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 24,465ha (農用地面積 2,820ha)	
	飯南地域 (飯南町)	飯南町のうち規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 16,173ha (農用地面積 1,583ha)	
	地帯計		総面積 79,115ha (農用地面積 8,672ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
出雲圏域農業地帯	出雲地域 (出雲市)	出雲市のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 54,050ha (農用地面積 9,814ha)	
	地帯計		総面積 54,050ha (農用地面積 9,814ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
県央圏域農業地帯	大田地域 (大田市)	大田市のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 41,540ha (農用地面積 3,840ha)	
	川本地域 (川本町)	川本町のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 9,214ha (農用地面積 470ha)	
	美郷地域 (美郷町)	美郷町のうち規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 19,962ha (農用地面積 743ha)	
	邑南地域 (邑南町)	邑南町のうち規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 26,699ha (農用地面積 1,819ha)	
	地帯計		総面積 97,415ha (農用地面積 6,872ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
浜田圏域農業地帯	浜田地域 (浜田市)	浜田市のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 52,446ha (農用地面積 2,348ha)	
	江津地域 (江津市)	江津市のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 23,195ha (農用地面積 1,232ha)	
	地帯計		総面積 75,641ha (農用地面積 3,580ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
益田圏域農業地帯	益田地域 (益田市)	益田市のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 58,249ha (農用地面積 2,162ha)	
	津和野地域 (津和野町)	津和野町のうち規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 22,146ha (農用地面積 954ha)	
	吉賀地域 (吉賀町)	吉賀町のうち規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 14,874ha (農用地面積 957ha)	
	地帯計		総面積 95,269ha (農用地面積 4,073ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
隠岐圏域農業地帯	隠岐の島地域 (隠岐の島町)	隠岐の島町のうち港湾法の港湾隣接地域等を除いた区域	総面積 17,927ha (農用地面積 1,163ha)	
	海士地域 (海士町)	海士町のうち港湾法の港湾隣接地域等を除いた区域	総面積 3,190ha (農用地面積 265ha)	
	西ノ島地域 (西ノ島町)	西ノ島町のうち自然公園法の国立公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積 5,226ha (農用地面積 1,222ha)	
	知夫地域 (知夫村)	知夫村のうち自然公園法の国立公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積 1,222ha (農用地面積 281ha)	
	地帯計		総面積 27,565ha (農用地面積 2,931ha)	
県計			総面積 495,697ha (農用地面積 45,779ha)	

※ 総面積及び農用地面積は、令和6年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査のうち、農業振興地域の総面積及び農業振興地域内の農用地（農地及び採草放牧地）の面積である。

### 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項（法第4条第2項第3号イ）

#### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県の農業は、県内総生産に占める割合は低いものの、県内の経済や地域の発展を支える基幹産業であり、また、農村地域は安全で安心な食料の安定供給、県土の保全、水源かん養など多面的機能を有し、農業者はもとより農業者以外の地域住民にとっても大切な生活の場となっている。

しかし、農業者の減少、過疎・高齢化が一層進行し、耕地面積の減少、荒廃農地の増加等による農業生産力や生産量、農村地域の持つ多面的機能の低下に加え、農村の日常生活を支える集落機能の低下も懸念される。

こうした中、将来にわたって農業生産活動を継続し、安心して安全な農産物の安定的供給、効率的かつ安定的な農業経営を図るためには、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手の確保・育成、農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積・集約化を進め、生産コストの削減や水田園芸作物等の導入・拡大など競争力のある農業経営を持続的に展開する必要がある。

そのためには、地域の実情に即し、農地中間管理機構との連携を図りつつ、農地の大区画化や水田の汎用化、農業水利施設や農道などの整備・更新等による安定的な機能の発揮など、生産基盤の整備・保全管理を通じて、良好な営農条件を備えた農地の確保や荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を図る必要がある。

また、農業生産基盤の整備に併せ、農村の生活環境整備やソフト事業を活用した担い手の確保・育成等を図るとともに、農家や地域住民等による農業水利施設など地域資源の保全活動の推進と定着による農業・農村の持つ多面的機能の保全を図る必要がある。

これらの推進にあたっては、市町村の振興計画・整備計画等と整合を図りつつ、生活環境整備と一体的な農業生産基盤の整備等を以下のとおり推進する。

#### (1) ほ場整備

地域産業としての農業振興を図るため、ほ場整備を通じて、優良農地の確保や担い手を育成し、農地中間管理機構との連携を図りながら、担い手への農地の集積・集約化を全県において積極的に進めるとともに、水田の汎用化を推進し、営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする整備を展開する。

また、荒廃農地の解消に向けた農地の再生作業や基盤整備等の取組を推進する。

#### (2) 農業用排水施設等の整備・更新

水田の汎用化や水管理の合理化を進めるとともに、地域に密着した水路については、地域用水機能の適切な発揮や環境への調和に配慮した整備を行う。

また、水田園芸作物等の推進に欠かせない排水対策を進めるとともに、激甚化する豪雨による農作物の湛水被害等を防止し、良好な営農条件を確保する。

農道については、各地域に応じた営農機械の導入や生産物の集出荷の合理化及び産地形成の推進、中山間地域においては、農村環境の改善も考慮しつつ積極的な整備を行う。

さらに、これまでに整備してきたこれらの既存施設の点検、機能診断、監視等を通じた適切なリスク管理の下で計画的かつ効率的な補修、更新等を行うことにより、施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する保全管理を行う。

### (3) 農村生活環境の整備

中山間地域等をはじめとする農村に安心して住み続けられるようにするための定住条件の整備として、農業集落道や防火水槽などの生活環境整備を行う。

### (4) 農地や土地改良施設の保全活動の推進

農家と地域住民・都市住民が連携し、農地や農業用水利施設など土地改良施設を含めた地域資源の保全活動の推進と定着を支援する。

## 2 基盤整備の構想

### (1) 田の整備

水田整備率は、令和6年度末で80.7%と令和元年度末に対して約3ポイント向上しているが、圏域別のばらつきが大きく、特に松江圏域では県平均を大きく下回っているものの、近年は平坦地域を中心に、農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積・集約化、農地の大区画化や水田の汎用化を図るために、ほ場整備が順次進められている。

今後も、水田園芸をはじめとする収益性の高い農業への転換を促進するために、地域の要望に応じ、農業経営規模や地形条件等に即したほ場整備等を実施する。

また、農業用排水施設をはじめとする農業生産を支える既存施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する保全管理を推進する等、農業生産基盤の整備・保全管理を通じて、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

### (2) 畑の整備

安定した収量の確保と産地化を可能とするため、農業水利施設や農道の整備、既存施設の更新整備を行う。

### (3) 採草放牧地の整備

肉用牛の飼料基盤を拡大し、低コスト生産を推進するため、採草放牧地や関連施設の整備を行う。

## 第4 農用地等の保全に関する事項（法第4条第2項第3号ロ）

### 1 農用地等の保全の方向

#### （1） 農用地等の保全の必要性

本県では、自然豊かな立地条件を生かし、水稻を中心に畜産、ぶどう、トマトやネギ生産など特色のある農業を展開し、安全・安心で品質の確かな食料を安定供給している。

農用地はこうした農業生産の基礎的資源として活用されることにより、地域経済を潤し、定住を可能にすることによって、地域固有の農村社会の構築による発展、新たな雇用先などに大きく寄与している。

また、農用地における適切な生産活動により、国土や環境保全、水源のかん養、美しい景観形成など多面的機能の発揮を通じて県民の暮らしを支えている。

しかしながら、過疎・高齢化の進行による生産力低下や担い手不足、農林水産物価格の低迷、価値観やライフスタイルの変化等により、作業性・生産性の低い農地が順次荒廃化する一方、非農業的な土地需要による農地転用等により、依然として農用地面積の減少が続いている。

こうしたことから、これまで農用地が果たしてきた農業生産にとっての基礎的資源としての役割や多面的機能が、適切かつ十分に発揮できなくなることが懸念されるとともに、農村社会の衰退につながることから、農用地保全のための対策が早急に求められている。

#### （2） 農用地等の保全の基本的方向

農用地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図るとともに、多面的機能の適切な発揮を確保するための基本的方向は以下のとおりである。

##### ① 農業生産基盤の確保

農地は農業生産のための最も基礎的な資源であり、農業生産基盤の整備を通じ、効率的で生産性の高い農地を確保するとともに、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進する。

また、農用地における生産活動を継続するうえで、農業水利施設や農道などは重要な施設であることから、補助事業や農業者等による地域活動を活用しながら、既存施設の点検、機能診断、監視等を通じた適切なリスク管理の下で計画的かつ効率的な補修、更新等を行うことにより、施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する保全管理を推進する。

##### ② 多面的機能の確保

農業の有する多面的機能を将来にわたって享受できるよう、農用地の適切な利用を図るとともに、多面的機能の発揮に必要な農用地、農業用水路、農業用道路等の維持・管理を的確に行っていく。

### 2 農用地等の保全のための事業

#### （1） 農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業

本県は、県全域が特殊土壌地帯の指定を受け、その地質的要因から地すべり区域が多く存在するため、本県の農用地を保全するにあたっては、集中豪雨や台風等の

自然災害に強い、安心して安全な農村を目指した対策を推進する必要がある。

このため、農用地等の土壌浸食や崩壊を防止するための防災施設等の整備や既存施設の機能保全のための補修・補強等を実施する。

併せて、鳥獣被害による営農意欲低下により荒廃農地の増加が懸念されることから、県が行う水田園芸などの産地づくりや、中山間地域等における営農維持・発展の取組に併せ、「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を重点的に進める。

## (2) ほ場整備事業等による荒廃農地整備・復旧

農用地は降雨時に一時的に雨水を貯留するといった機能を有していることから、荒廃等によりその機能が失われている農地を再生・利用することにより、その機能回復を図る。

さらに、中山間地域の農用地については、地形勾配や農地のまとまりが小さい等の理由から、平坦地に比べほ場整備等生産基盤整備の事業費が高額となり、地元負担等の理由から整備が進んでいない農地が多く存在するが、農地集積を進めることによる地元負担軽減対策等を活用することにより基盤整備を推進する。

## 3 農用地等の保全のための活動

### (1) 担い手への農地の集積・集約化の促進

農地の保全・有効利用を図っていくためには、産業として自立を目指す経営体の育成及び法人化により様々な事業の継続的な展開を図り、経営体質の強化を進めていくことが必要である。

このため、農地中間管理事業や農業基盤整備事業を活用した経営規模の拡大等の取組に対して支援を行う。

また、生産条件が不利な中山間地域では、集落営農組織の確保・育成を図るとともに、集落営農組織と広域・広範な事業に取り組む広域連携組織が協働する、次の世代につながる仕組みづくりを推進する。

### (2) 多面的機能を支える活動への支援

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るためには、持続可能な農業・農村の実現が必須であり、担い手不在集落の解消や発生抑制を重点施策として取り組む。まずは、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を積極的に活用し、集落・地域における主体的な話し合いや水路、農道の管理など多面的機能を維持・発揮させる共同活動を促すことにより、集落の担い手確保や広域での作業受託体制づくり、地域の農業者による担い手の経営を補完する取組へと結びつける。

また、棚田地域の多面的機能を維持するため、必要な地域を「棚田地域振興法」に基づいた「指定棚田地域」に指定し、その地域の特性に応じた施策を実施する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項（法第4条第2項第3号ハ）

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

本県の農業産出額は、1,039億円を記録した昭和59年をピークに減少に転じ、近年はピーク時の6割前後で推移し、米の消費減少や価格低迷が続く影響を大きく受け、全国の傾向と比べても農業生産の縮小が顕著である。

このような中、県では、今後の本県農政の基本方向として「島根県農林水産基本計画」の中で、人づくり、ものづくり等における将来ビジョンと、この実現に直結する重点推進事項を定め、取組を重点化していくこととしている。

また、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営体に関する目標や農用地の利用集積に関する目標を設定し、その達成に向けて努力をしてきたところである。

こうした実態を踏まえ、今後は、農地中間管理事業の推進により農用地の利用集積を一層促進するほか、効率的かつ安定的な農業経営体の確保が困難な地域においては、農地の一体的な利用集積を促進するため、集落営農組織の育成や経営確立、法人化等の支援を行う。

また、市町村における農業経営基盤強化促進事業への積極的な取組に加え、県事業及び国庫補助事業との有機的な連携を図りつつ、農用地の効率的な利用を促進する。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の基本水準

基本的な経営水準については、各地域における認定農業者の経営事例等を踏まえ、他産業従事者と均衡する年間労働時間で地域その他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得とし、次に掲げるとおりとする。

年間所得	概ね400万円（主たる農業従事者1人当たりの所得）
年間労働時間	概ね2,000時間（主たる農業従事者1人当たりの労働時間）

※ 集落営農型の農地所有適格法人の所得水準については、組織としての継続性が確保されることを重視することとし、この水準を適用しない。

(2) 農用地の利用集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営体等に対する農用地の利用集積に関する目標及び農用地の面的な集積についての目標は、次のとおりとする。

地域	県内全域
集積率の目標	50.3%

## 2 農業経営体別の主要な経営類型

個別経営体と組織経営体（集落営農法人）の農業経営体の形態別に経営類型を設定する。

なお、「島根県農林水基本計画」に基づき、本県農業の持続的な発展を実現するための重点推進事項と連動する経営類型（水田園芸、有機農業、米、畜産（肉用牛）を絡めた経営類型）とする。

地域	形態	経営類型（作付規模等）
共通	個別経営体	施設野菜（アスパラガス43.2a）
		施設野菜（ミニトマト64a）＋露地野菜（キャベツ50a）
		施設野菜（有機野菜291a）
		酪農（経産牛100頭、育成牛40頭）
		肉用牛（繁殖牛40頭、育成牛7頭）
		肉用牛（一貫：繁殖牛200頭、肥育牛350頭、育成牛33頭）
		水稲12ha＋飼料用米5ha＋水稲作業受託3ha
		水稲10ha＋水稲作業受託2ha＋施設野菜（アスパラガス10a）
		水稲15.5ha＋水稲作業受託2ha＋大豆3ha＋ビール麦3ha＋露地野菜（キャベツ1.5ha＋タマネギ1.5ha）
		水稲10ha＋水稲作業受託2ha＋露地野菜（キャベツ1.5ha＋タマネギ1.5ha）
	組織経営体 （集落営農法人）	水稲（有機米6ha＋特別栽培米6ha）
		水稲21ha＋水稲作業受託2ha＋大豆6ha＋ビール麦6ha＋露地野菜（ブロッコリー3ha＋タマネギ3ha）
		水稲10ha＋大豆6ha＋施設野菜（ミニトマト10a）＋露地野菜（白ネギ1ha）

※ 「島根県農業経営基盤強化促進基本方針」から抜粋

## 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ニ）

本県の農業近代化施設については、水田園芸の推進、有機農業の拡大の取組などにより、消費者ニーズ（マーケットイン）に対応した施設整備を速やかに進める必要があることから、農畜産物の高品質化、高付加価値化や生産の効率化に必要となる生産管理施設、集出荷貯蔵施設、処理加工施設等の整備を以下のとおり進めていく。

### 1 取組別の構想

#### (1) 中核的な担い手の育成

地域を支える中核的な担い手の確保・育成を図るため、例えば「販売額1,000万円以上」といった目標に向かい意欲的に取り組む新規就農者や認定農業者の経営発展や生産性向上に必要となる施設や機械整備を支援するとともに、産地の中核となって地域の農業者をリードする「地域けん引経営体」の誘致を進める。

#### (2) 水田園芸の拡大（県推進6品目）

農業者が安心して水田園芸に取り組める環境を整えるため、機械の共同利用やレンタル機械の整備、調製施設の整備など共同化・分業化の仕組みづくりを進めていく。

また、市場価格に左右されない安定した経営を行っていくため、加工・業務用向けの販路確保や輸送コストの低減につながる県内1次加工施設での利用拡大や施設整備など、契約取引の拡大に向けた取組を支援する。

#### (3) 有機農業の拡大

有機農業の生産拡大や担い手確保のため、実需者ニーズに対応したロットの確保や品目の拡大など産地化を進める中で、有機米では除草機械の共同利用や乾燥調製施設の整備等、有機野菜では作業の省力化や規模拡大に向けた機械化体系の確立や調製作業の共同化等の仕組みづくりを進めていく。

#### (4) 肉用牛生産の拡大

肉用牛経営を目指す就農希望者を積極的に掘り起こすため、リース牛舎等の整備を進めるとともに、30頭規模以上の繁殖主業農家を育成し、肉用牛生産の構造転換を図る。

また、安定した肉用牛経営に向け、放牧等による低コスト生産を図ることが重要である。そこで、公共牧場等の再整備を支援するとともに、県産粗飼料のさらなる利用拡大・定着に向けて、耕種農家と畜産農家の連携強化を図るため、施設や機械整備を支援する。

#### (5) 米づくり

小規模農家を中心に、低い収益性や後継者不足、また、将来の人口減少による米需要の減少、さらに近年は気候変動等による収量・品質の低下、資材価格の高騰、労働力不足など、稲作経営を取り巻く環境は厳しくなっている。そのような中、島根の米づくりがそれを乗り越えていけるよう、農地集積により担い手が米づくりの大宗を占める構造への転換を進めるとともに、先進技術の導入や品種選択などにより一層の生産性向上を図り、強靱な経営体質の確立を目指す。

具体的には、収益性向上に意欲のある担い手の収量・品質向上のための技術指導や高温耐性品種の導入を図るとともに、フレキシブルコンテナバッグによる出荷体

制の効率化、畦畔管理の効率化（リモコン草刈機）、高密度播種育苗技術の導入など生産コスト削減に必要な機械・施設の整備を図る。

## 2 広域整備の構想

水田園芸や有機農業の拡大などによる産地の形成、育成を行うとともに、地域の特色を活かした地域主導の産地づくりを推進することとし、これらに必要な共同利用施設などの農業近代化施設を生産コスト低減などの観点から広域的に整備することとする。

### (1) 共同集出荷施設

水田園芸県推進6品目（キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、白ネギ、ミニトマト、アスパラガス）及び有機農産物について、実需者への安定的な供給を図るため、拠点産地の形成による産地の拡大やロット確保などを進めていく中で、広域的な集出荷・調製施設等の整備に対し支援する。

### (2) 大規模乾燥調製施設

米、麦、大豆については乾燥調製施設の高度化や広域的再編整備を推進し、品質向上及び生産コストの低減を図る。

## 第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ホ）

農業・農村を取り巻く情勢は、過疎・高齢化の進行による生産力低下や担い手不足、担い手不在集落の増加、荒廃農地の発生や鳥獣被害の拡大、食の安心安全や環境問題への関心の高まり等様々な課題に直面しており、農業経営の基盤強化を喫緊の課題として取り組む必要に迫られている。

このような厳しい状況の中にあっても、将来にわたって持続可能な農業・農村を実現していくためには、産地の発展を支える新規自営就農者、中核的な担い手、集落営農組織、地域をけん引する経営体に加えて、地域が必要とする多様な担い手の確保・育成を進め、農地の生産性・収益性を上げ、意欲ある担い手が生産の大宗を占める農業構造を実現していく必要がある。

そのため、水田園芸や有機農業などの産地づくりと一体となった担い手づくりを進め、効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、あわせて地域農業の維持・発展のために必要な多様な担い手についても育成・確保を図る。

具体的には、認定農業者を中心とした既存農業者の高収益化や経営の合理化を進めるとともに、新規自営就農者、他業種からの農業参入を含めた農業法人、集落営農組織を育成し、その経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化への誘導を図る。

また、定年等を機に新たに営農を開始する者や5ha以上の経営を目指す中規模農業者、半農半X実践者の支援、集落営農組織による人材確保や定年等帰農者の雇用の推進など、地域が必要とする多様な農業人材の確保・育成を図る。

### 1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

#### (1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の状況

農業者研修教育施設として大田市に島根県立農林大学校を設置している。

農林大学校の養成部門では、主に高等学校卒業者を対象にした有機農業、野菜、果樹、肉用牛の各専攻別に2年間の学習課程及び卒業後に県内での就農見込みの方を対象にした1年間の短期養成コースを設けている。

また、研修部門では、これから農業を始めようとする社会人等を対象に、特別集中講義方式の研修を実施している。

教育内容の充実に対応するため、養成部門および研修部門のカリキュラムの拡充など農林大学校の機能強化を図っている。

さらに、市町村段階で、UIターン者等多様な新規就農希望者が円滑に就農できるよう、農業に関する専門的な営農技術を習得するためのアグリビジネススクールや実践研修農場、新規就農者滞在施設等の整備が行われている。

#### (2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の基本的方向

農林大学校においては、有機農業、野菜、果樹の各専攻ハウス等の修繕や高度化、肉用牛専攻牛舎の更新など、教育研修施設の整備を行い、入学者の増加と教育内容の充実を図る。

また、農林大学校を卒業する者の自営就農、雇用就農を促進するため、農林大学

校、県・各地域農業再生協議会（担い手部会）、県農業部等が連携し、在学中からの就農計画作成支援、雇用就農先の調整等を行い、卒業後の円滑な就農に向けた支援を行う。

特に、一旦雇用就農した後に独立して自営就農を目指す学生を支援するため、自営就農支援員を配置し、受入経営体とのマッチングや独立までの研修計画策定を後押しする。

なお、新規就農者の育成・確保に向け、（公財）しまね農業振興公社を就農促進のための拠点（島根県青年農業者等育成センター）と位置づけ、就業プランナーを配置し、就農についての総合的な相談に対応する。

## 2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

農林大学校を核に、教育研修施設の拡充を行い、試験研究機関の高度な技術を活かした体系的かつ効果的な研修を実施する。

各市町村段階では、必要に応じて研修施設、滞在施設を整備しながら独自の研修制度に取り組むとともに、認定農業者、農業士、新規就農者の育成に理解のある農業経営体等による専門的かつ実践的な栽培管理技術・経営研修の実施を支援する。

## 3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

### （1） 就農準備等に必要な資金手当

農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農資金のほか、県単独事業等による機械施設の導入等を実施し、新規自営就農者に対する就農準備、研修実施、条件整備及び初期経営の安定化を支援する。

### （2） 生産基盤となる農地の円滑な取得

各種制度を活用した農地の流動化・集積を促進するとともに、農用地利用改善団体や農地中間管理機構の取組を通じた担い手への集積を進める。

また、新規自営就農者については、農地法改正に伴う下限面積の柔軟な対応も活用しながら、安定した経営につながる最適面積の取得を推進する。

### （3） 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制

地域農業再生協議会等による農地等の農業情報と住居等の生活情報を包括して提案する活動を推進するとともに、農林大学校、中山間地域研究センター、試験研究機関及び（公財）しまね農業振興公社のホームページ等を活用することにより、栽培・飼養・経営管理技術情報、農地、研修、雇用就農等に関する情報提供を行う。

### （4） 農業教育の推進

小・中・高等学校の児童・生徒等に対して農業への関心を高め、将来の就農希望者の拡大や農業への理解者の増加を図るため、学校教育現場や教育委員会等と連携しながら農林大学校において教員を含めた研修の実施を支援する。

## 第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項 (法第4条第2項第3号へ)

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県農村地域の就業構造は、第1次産業を基本としつつも近年の経済成長に伴う産業構造の変化、兼業化の増加、また、農業労働力の省力化等と相まって第2次産業及び第3次産業の就業者が増加している。しかしながら、本県の地場産業は建設業や付加価値の低い素材加工型の業種に特化しており、技術進歩への迅速な対応及び経済的な経営環境の強化等が課題となっている。

特に中山間地域においては、安定的な就業の場が少ないため、農業従事者の高齢化と減少及び後継者不足が著しい。また、本県の農家1戸当たりの経営耕地面積は小さく、農業生産も付加価値の高い農産物への転換が進んでおらず、農業所得及び農業依存度が低下するとともに農家所得も漸減している。

そのため、農村資源を活かした新たな産業を興し、農外企業の農業関連産業への誘導等、地元における安定的な就業の場を確保し、不安定な就業形態にある兼業農家の安定就業を促進する。

### 2 農村地域における就業機会の確保のための構想

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等に基づき、地域の実態に即した企業の計画的導入を図り、農山漁村活性化整備対策事業により整備される地域農林水産加工利用の高度化のための施設、地域資源を利用して観光と一体となった農林漁業の活用により、地元における安定的な就業機会の確保を図る。

なお、就業機会の確保のための施設の配置に当たっては、優良農用地の保全に配慮し、農用地利用計画との整合性に留意する。

また、農村地域における農業者の安定兼業を推進するための相談指導、助言等の活動を推進する。

## 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ト）

### 1 生活環境施設の整備の必要性

農村地域における集会施設、農村広場・公園等の生活環境施設は、市町村の努力によって一定の整備水準を確保しているものの、特に中山間地域においては、生活環境施設の整備が都市部に比較すると大きく立ち後れている。

こうした中で、農業従事者をはじめとして多くの県民が居住する農村地域においては、そこに住む人々がその地域に誇りを持って農業生産活動や社会活動を活発に営むことができる環境と快適で潤いのある生活環境を整備することにより、地域の活力を向上させることが課題となっている。

また、近年、都市住民の自然とのふれあいへの欲求の高まり等を受けて、都市と農村との共生の重要性が広く認識されてきており、農村がこれまで培ってきた豊かな自然や美しい景観を国民共有の財産と位置づけて守り、次世代へ引き継ぐことも重要である。

### 2 生活環境施設の整備の構想

農業従事者を含む地域住民が快適に生活できるよう、集落道・集落排水等生活環境施設の整備により、住民の連帯感の醸成を図り、農業従事者等の福祉の向上、健康の増進等、良好な生活環境の確保に努める。

併せて、豊かで美しい自然と調和した田園空間や居住空間の確保を図るとともに、集落道等の整備や市民農園等の整備を支援することにより、農村地域の住民の定住促進や都市住民の憩いの場、農村地域の住民と都市住民との交流の場づくり等を支援する。

なお、施設の整備にあたっては以下に留意する。

① 施設の整備計画は、必要性と緊急性の高いものから順次策定すること。また、整備計画においては、適正な受益範囲を設定し、それに基づく利用見込み人員等を考慮した適正な規模とするとともに、農道、県・市町村道等との関連にも充分留意して設置場所を決定すること。

なお、施設整備の構想を定めるにあたっては、優良農地の確保に十分配慮するとともに関連する施設整備計画がある場合には、その計画との整合性に留意すること。

② 施設の配置あたっては、農村地域固有の美しい景観や豊かな自然を活かすことに配慮し、類似施設がある場合には、当該施設との機能分担を明確にした上で整備計画を策定すること。

③ 整備する施設は主として農業従事者が受益者である必要があるが、農業従事者以外の居住者との連携も十分にとり、農村地域住民の良好な生活環境の確保について配慮すること。

④ 施設の整備にあたっては、当該施設を利用する地域住民の自主的な活動によって有効に活用され、農村地域住民の連帯感の醸成に資するものとなるよう配慮するとともに、施設の管理、運営が適正に行われなければならないこと。